

特記仕様書

1 総則

本業務は、特記仕様書及び広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書（令和7年9月）により施行すること。

2 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年12月28日までとする。

3 業務概要

(1) 目的

本業務は、中央公園（広島城区域）御門橋の点検を実施し、当該施設の損傷及び変状を把握するとともに、これらを早期に発見することにより、安全で円滑な通行の確保及び効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 履行場所

中区基町

(3) 点検方法

本業務は、中央公園（広島城区域）の御門橋について、定期点検を実施する。

実施に当たっては、「広島市橋梁点検マニュアル（平成27年1月改訂）」に基づき点検を行うものとする。

4 調査職員

本仕様書でいう調査職員とは、広島市市民局文化スポーツ部文化振興課の職員をいう。

5 技術者等の配置

(1) 管理技術者

共通仕様書第1107条第3項に規定する者とする。

(2) 照査技術者

本業務においては、共通仕様書第1108条第2項に規定する照査技術者を定める者とする。

資格要件：本業務における管理技術者と同等の能力を有する技術者

(3) 橋りょう検査員

「対策区分の判定」及び「健全性の診断」を行うのに必要な能力と実務経験を有する者とする。国土交通省が令和8年2月27日までに登録した、「インフラの維持管理に関する民間資格（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）」を参考とし、その中で橋りょうに係わるものとする。

(4) 橋りょう点検員

「損傷程度の評価」を行うのに必要な能力と実務経験を有する者とする。国土交通省が令和8年2月27日までに登録した、「インフラの維持管理に関する民間資格（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）」を参考とし、その中で、橋りょうに係わるものとする。

(5) 配置条件

管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

橋りょう検査員と橋りょう点検員は兼ねることができない。

管理技術者は、橋りょう検査員又は橋りょう点検員を兼ねることができる。

照査技術者は、橋りょう検査員又は橋りょう点検員を兼ねることができる。

※業務計画書に上記技術者等、その保有資格、実務経験及び体制を明記すること。

6 遵守事項

本業務場所は国指定史跡のため、文化財保護法を遵守すること。

また、現地作業に当たっては、その他の関係法令等を遵守すること。

7 業務内容

(1) 計画準備

ア 業務計画書

本業務の目的及び主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1112条業務計画書第2項及び安全管理計画について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

イ 実施計画書

現地踏査による調査記録を含め、作業上必要な資料収集をした上で実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

実施計画書には、次の事項について記載することを基本とし、詳細については調査職員と協議の上、決定するものとする。

(ア) 業務内容

(イ) 対象橋りょう位置図

(ウ) 現地踏査の調査記録

(エ) 業務実施方針

(オ) 実施体制

(カ) 実施工程表

(キ) 仮設備計画

(ク) 使用建設機械

(ケ) 安全管理計画（通行規制含む）

(コ) 環境対策

(サ) 連絡体制（緊急時含む）

(シ) 照査計画書

(ス) ISO について（ISO 取得会社のみ）

(セ) その他調査職員が指示した事項

※実施体制については、橋りょう点検員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

ウ 部材番号図等の作成

「広島市橋梁点検マニュアル（平成27 年1 月）」に基づき、点検時に必要となる部材番号

図等を作成するものとする。

(2) 現地踏査

ア 現地踏査の内容

橋梁点検に先立ち、当該橋りょうの損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の通行状況、通行規制の方法等について、現地の状況を調査記録（写真撮影含む）するものとする。

なお、架橋位置の地形・通行状況・交差物件・障害物等により、点検時に近接が困難なことが予想される場合や橋りょうの状況により点検作業に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。

イ 緊急対応が必要な場合の報告

現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(3) 定期点検

定期点検は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

なお、定期点検面積等は以下のとおりであるが、現地精査の結果、面積等に変更が生じた場合は、調査職員と協議の上、変更の対象とする。

- ・ 橋長：24.7m
- ・ 全幅：6m
- ・ 点検面積：148.2㎡

ア 近接目視点検

点検は近接目視を基本とする。

なお、現地踏査の結果、やむを得ず足元条件等に変更が生じた場合は、調査職員と協議の上、変更の対象とする。

また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について、調査職員に週報等で報告するものとする。

イ 損傷程度の評価

「広島市橋梁点検マニュアル（平成27 年1 月）」に基づき、損傷程度の評価を行うものとする。

ウ 対策区分の判定

橋りょうの損傷状況を把握した上で、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について判定を行うものとする。

エ 健全性の診断

- ・ 部材単位で健全性の診断を行う。
- ・ 橋単位での健全性の診断を行う。

オ 定期点検結果の記録

定期点検結果を基に、「広島市橋梁点検マニュアル（平成27 年1 月）」に定める点検調書を作成するものとする。

また、点検表記録様式（国交省提出用）も作成するものとする。

カ 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

(4) 橋梁台帳の作成

貸与資料を基に、点検を実施する橋りょうの台帳を作成するものとする。

(5) 報告書の作成

本業務の成果として、共通仕様書第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

8 新技術の活用について

受注者は、点検方法等を検討する場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術を積極的に活用するための検討を行うものとする。

なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

新技術活用検討の結果、使用機械等に変更が生じた場合は、調査職員と協議の上、変更の対象とするものとする。

9 打合せ協議

本業務における打合せ回数は、着手時、中間時（1回）、成果物提出時の計3回を予定している。

なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立ち会うこと。

10 点検業務時間帯

点検業務は、原則として8時から17時の間に行うものとする。

ただし、現場の実情等により、作業時間帯の変更が必要となった場合には、調査職員と協議の上、変更の対象とする。

11 点検方法

点検の足元条件については、梯子を見込んでいる。

ただし、現地踏査の結果、やむを得ず点検方法に変更が生じた場合は、調査職員と協議の上、変更の対象とする。

12 公園利用者等への周知

点検に際し、事前に予告看板を設置する等、公園利用者等への周知を行うこと。

なお、予告看板の設置は、立入り日の2週間前を基本とする。

また、予告看板及び配布物の内容については、事前に調査職員の確認を受けるうこと。

13 安全管理

交通誘導員及び通行規制設備の配置については、公園利用者等の通行状況等に応じ、適切な安全施設を設ける等、安全確保に努めること。

ただし、現場の実情や関係機関との協議により、誘導員の配置等に変更が生じる場合には、調査職員と協議を行った上で、変更の対象とする。

14 貸与資料

本業務の実施にあたり、発注者は以下の資料を貸与する。

- ・中央公園広島城跡御門橋改修実施設計業務（平成19年3月）
- ・中央公園御門橋改修工事 竣工図、工事写真（平成23年度）
- ・その他発注者が所有する業務履行上必要な書類

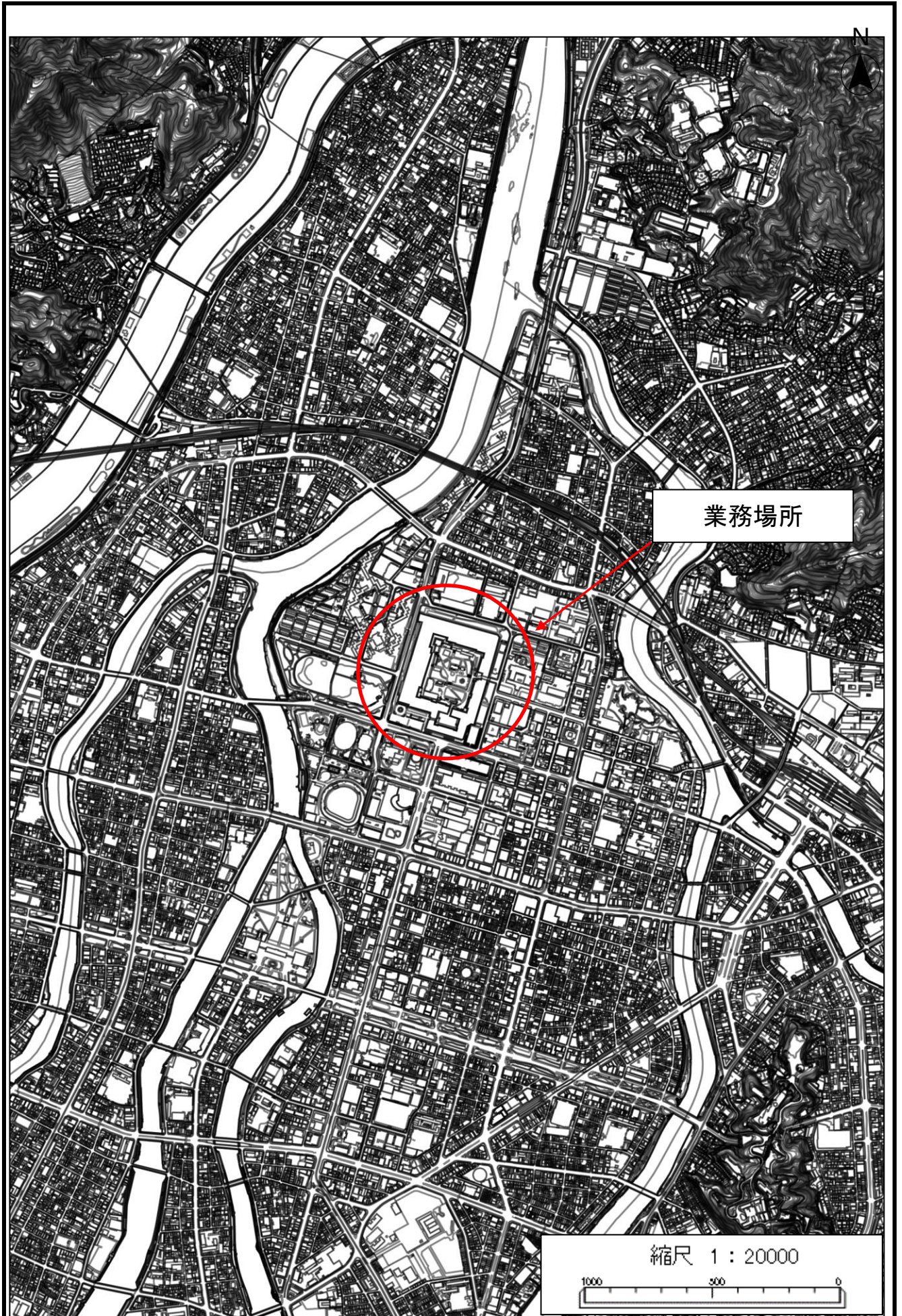
15 電子納品

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。
- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。
ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引（令和3年3月）」（以下、手引という。）に基づいて作成したものを指す。
- (3) 成果物は「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R を原則とする。）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部を提出すること。
- (4) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

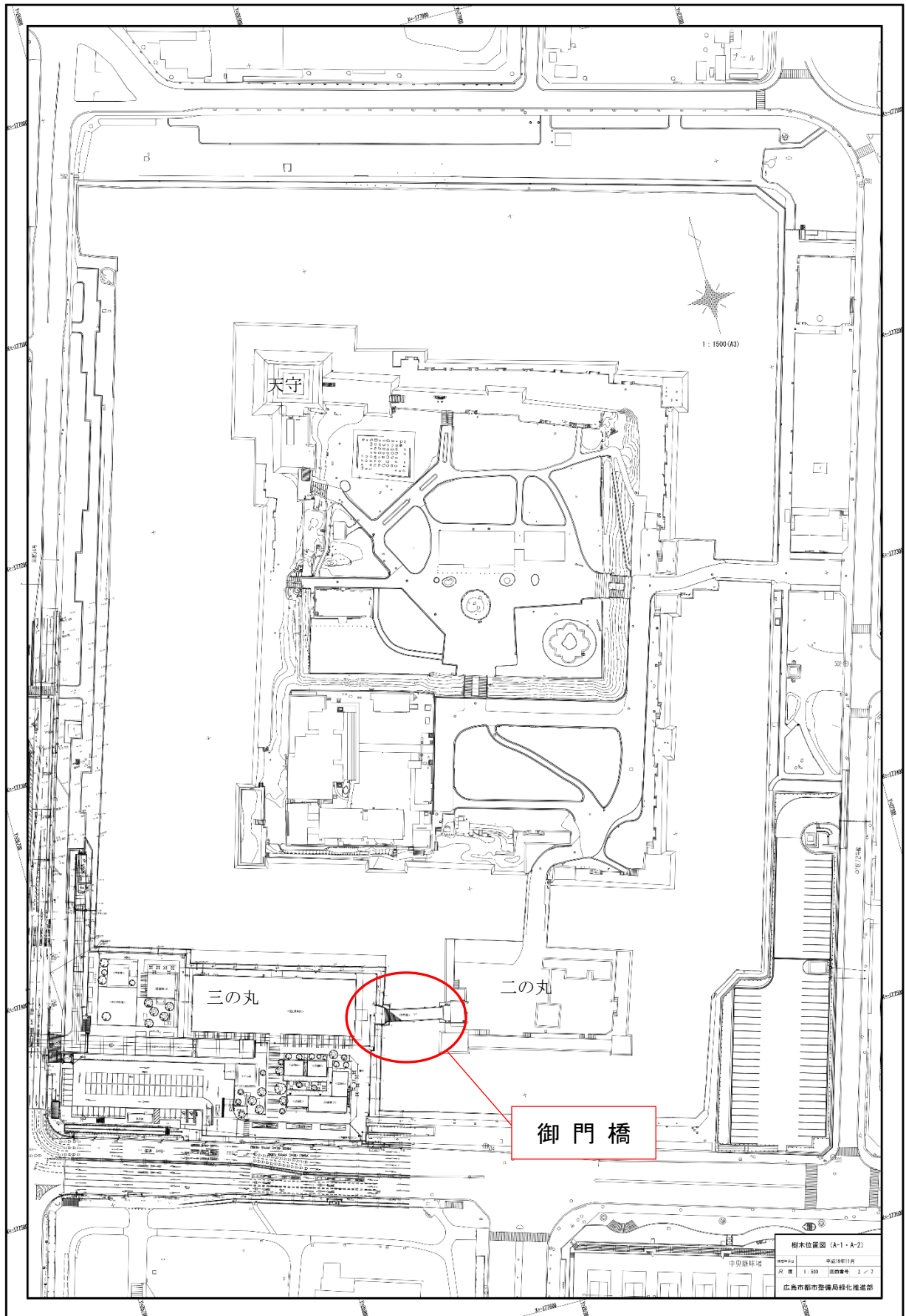
16 その他

本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて調査職員と協議の上、定めることとする。

位置図



詳細図



業務委託設計書

					設計	検算	照合	浄書	主幹	課長
令和 8 年度	会計種別 一般会計	款 総務費	項 市民生活費	目 市民生活総務費	所 属 市民局 文化スポーツ部文化振興課	設 計 R8.7	提 出 R8.7	請 負 一般競争入札		
業務金額	業務名				業務場所		委託期間 日間 契約締結の日から 令和8年12月28日 まで			
金 円	中央公園（広島城区域）御門橋点検業務				中区基町					
施行理由 本業務は、中央公園（広島城区域）御門橋の点検を実施し、当該施設の損傷及び変状を把握するとともに、これらを早期に発見することにより、安全で円滑な通行の確保及び効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るものである。										
業務概要 御門橋点検 一式										

委託金額	業務名
円	中央公園（広島城区域）御門橋点検業務

（甲）内訳

業務・名称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
直接人件費							
計画準備			式	1.00			第1号明細表
現地踏査			式	1.00			第2号明細表
定期点検			式	1.00			第3号明細表
点検調書作成			式	1.00			第4号明細表
橋梁台帳の作成			式	1.00			第5号明細表
報告書作成			式	1.00			第6号明細表
打合せ協議			式	1.00			第7号明細表
直接経費							
電子成果品作成費（率分）			式	1.00			
旅費交通費（率分）			式	1.00			
安全費			式	1.00			
直接原価 計							

